

意見招請

対象国名：ラオス人民民主共和国

業務名称：ラオス人民民主共和国 2015-2018 年の成果を対象とした REDD+成果支払いーラオス南部におけるガバナンス、森林ランドスケープ及び生計手段プロジェクト（JICA Co-EE 分）

標記案件につき、企画競争により、業務委託先を選定する予定です。つきましては、業務体制・契約通貨等についてのご意見・コメントを募集致しますので、下記の要領により意見をお寄せください。

頂いたご意見・コメントにつきましては、個別に回答は致しませんが、企画競争説明書へ適宜反映させていただきます。また、ご意見・コメントにつきまして確認させていただきたい点などある場合には、ご連絡差し上げる場合がございます。

1. 調達内容

(1)件名：

ラオス人民民主共和国 2015-2018 年の成果を対象とした REDD+成果支払いーラオス南部におけるガバナンス、森林ランドスケープ及び生計手段プロジェクト（JICA Co-EE 分）（以下、本案件）

(2)契約期間：2026 年 10 月～2033 年 10 月まで（計 84 か月）（予定）

(3)調達方法：企画競争

(4)実施体制（案）：

本案件では、別紙 1 に記載の事業内容に基づき、JICA が共同実施機関（Co-Executing Entity: Co-EE）として行う活動を、以下の体制により業務実施契約として実施することを予定しています。

・コンサルタントチームは、①業務主任者と②副業務主任者（REDD+アドバイザー）、③セーフガード、④森林管理、⑤生計向上、⑥財務・調達の 6 名を想定しており、その他、特殊傭人として現地の森林管理及び REDD+に係る専門家とランドスケープコーディネーター等の傭上を想定しております。

2. 特にご意見・コメントいただきたい点

(1)契約通貨について

GCF（緑の気候基金）による受託事業である本事業では、ドル建てで GCF から当機構に資金が送金されます。受領した資金は JICA で使用する分を除

いてラオス政府に活動資金としてドル建てで送金され、JICA から GCF への定期財務報告もドル建てで行う等、本事業の予算管理はドル建てが基本となります。そのため、本案件においても、ドル建てでの業務実施契約を想定していますが、ドル建て・円建てどちらの契約が望ましいか、その理由や妥当性を明示の上、ご意見・ご提案をいただけますと幸いです。

(2)業務実施体制について

効果的な事業実施に向けて、コンサルタントチームの構成等に関して、以下の点についてご意見・ご提案いただけますと幸いです。なお現時点では、約 260 人月を想定しております。

- ・ 想定人月案とその妥当性
- ・ 必要となる専門分野と専門家の構成
- ・ 現地業務と国内業務の人月配分

(3)現地傭人について

事業の目標や活動内容に照らし合わせ、以下の点についてご提案いただけますと幸いです。

- ・ 想定人月案とその妥当性
- ・ 必要となる現地傭人の専門分野と現地傭人の構成

(4)その他業務実施上、留意が必要と思われる点について

3. 意見の提出方法

(1)提出先（業務内容説明会の参加希望連絡先も以下メールアドレス）

JICA 地球環境部 森林・自然環境保全グループ（担当：小林夏美）

電子メールアドレス：jicage@jica.go.jp

(2)提出方法

様式は問いません。下記(3)の提出期限内に、上記(1)の電子メールアドレス宛に、電子データ（エクセル形式）での提出をお願いします。電子メールタイトル「意見提出：ラオス人民民主共和国 2015-2018 年の成果を対象とした REDD+成果支払い」

(3)提出期限

2026 年 9 月 9 日（水）12 時 00 分（必着のこと）

1. 案件名（国名）

国 名： ラオス人民民主国（ラオス国）

案件名：（和名）ラオス人民民主共和国 2015-2018 年の成果を対象とした REDD+ 成果支払いーラオス南部におけるガバナンス、森林ランドスケープ及び生計手段プロジェクト

（英名） Lao People's Democratic Republic: REDD+ Results-based Payments for results period [2015 - 2018] – “Governance, Forest Landscapes and Livelihoods – Southern Laos Project (GFLL-SL)”

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における自然環境保全セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ラオス国では、人口の増加、農地の拡大、気候変動、違法伐採や密猟、さらには持続可能性を考慮しない資源開発等によって生物多様性や環境が脅威にさらされてきた。中でも森林が受けてきた影響は大きく、1940 年代には 70% 以上であった森林被覆率は、2010 年には約 40% にまで低下した（国家グリーン成長戦略 2030）。また、ラオス国における温室効果ガス排出量の約 9 割が土地利用・土地利用変化・林業に由来するものであり、森林保全・回復を通じた気候変動対策が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、ラオス国政府は、森林被覆率を 70% に回復させることを目標とした「森林戦略 2020」や「森林戦略 2035」を策定するとともに、「第 10 次国家社会経済開発計画（2026～2030）」、「国家グリーン成長戦略 2030」等を策定し、環境に優しい持続可能な経済成長や気候変動・自然災害への対応、天然資源と環境の保護等を重要政策に掲げ、森林保全・回復を進めてきた。

JICA は 1998 年から約 30 年間にわたり、技術協力 7 件・無償資金協力 1 件の事業実施を通じて、同国の森林セクターを支援してきた。「途上国の森林減少・劣化の抑制等による温室効果ガス排出削減（Reducing Emission from Deforestation and Forest Degradation。以下、REDD+ という）」においても、2014 年に開始した「持続可能な森林管理及び REDD+ 支援プロジェクト」をはじめ 10 年以上の支援を続けてきた。こうした JICA による支援に加え、ドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit。以下、GIZ という。）等の他ドナーの支援もあり、2015 年には森林被覆率が 57.4% にまで回復した。

これらも含め、2015～2018 年の間にラオス全国で達成された総計 1,468 万

tCO₂eq の二酸化炭素の排出削減・吸収量を活用し、緑の気候基金（Green Climate Fund。以下、GCF という。）の REDD+ 成果払い資金の獲得を目指し、ラオス国は認証機関（Accredited Entity : AE）である JICA を通じて、2020 年にコンセプトノートを策定し、GCF に対し申請した。その後、資金提案書（Funding Proposal。以下、FP という。）を提出した後、GCF による審査を経て、2025 年 10 月に「ラオス人民民主共和国 2015-2018 年の成果を対象とした REDD+成果支払いーラオス南部におけるガバナンス、森林ランドスケープ及び生計手段プロジェクト」（以下、本事業。）として承認された。そして、2026 年 4 月に JICA 当機構と GCF は本事業に係る資金活動契約（Funded Activity Agreement。以下、FAA という。）を締結し事業の大まかな活動や方針、責任主体等を取り決め、2026 年 8 月に JICA 当機構は実施機関（Executing Entity : EE）であるラオス政府農業環境省（Ministry of Agriculture and Environment。以下 MAE という。）と補助契約（Subsidiary Agreement。以下、SA という。）を締結した。

本事業は、EE である MAE と共に、JICA が共同実施機関（Co-Executing Entity: Co-EE）となり実施する。2026 年 10 月頃に開始予定で、実施期間 7 年間の間に事業目標の達成のため、活動を適切に実施していく必要がある。

（２）ラオス国に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対ラオス国別開発協力量針（2019 年 4 月）では、後発開発途上国からの脱却を目指した経済社会基盤の更なる強化を後押しする包括的な支援を大目標に、①ガバナンスの強化、②周辺国とのハード・ソフト面での連結性強化、③産業の多角化と競争力の強化、そのための産業人材育成、④環境・文化保全に配慮した均衡のとれた都市・地方開発を通じた格差是正の 4 点を重点分野（中目標）に掲げており、本事業は④に資するものである。また、ラオス国の JICA 国別分析ペーパー（2024 年 3 月）では、健全な財政基盤に支えられた「質の高い経済成長」と「包括的で持続可能な社会」の実現を大目標に、①国家財政の基盤及び法の支配の強化、②周辺国との連結性強化を通じた質の高い経済成長、③包括的で安定した社会基盤の強化の 3 点を重点課題（中目標）に掲げている。特に重点課題③の中で持続可能な発展に向けた社会環境づくりを掲げており、気候変動対策に向けた取組として森林分野を位置付けている。さらに本事業は、JICA のグローバルアジェンダ／クラスター事業戦略「自然環境保全」に資するものであり、同戦略の開発シナリオの柱 1「自然環境を守る～自然環境の保全・回復～」及び柱 2「自然環境の恩恵を生かす～Nature-based Solutions～」の両方に合致する。最後に、本事業は SDGs

の目標 13「気候変動に具体的な対策を」及び目標 15「陸の豊かさを守ろう」に貢献するとともに、気候変動枠組み条約のパリ協定の目標達成に資する。

(3) 他の援助機関の対応

ラオス北部においては GIZ が GCF 資金を活用し SU-I-GFLM (Scaling up the implementation of the Lao PDR Emission Reductions Programme through improved governance and sustainable forest landscape management)を実施中であり、中部では世界銀行が LLL(Lao Landscapes and Livelihoods Project)を実施中である。また、国連開発計画(UNDP)は地球環境ファシリティ(GEF)の資金も得ながら南部の一部サイトを対象に、原生林を含む保護区に関する制度改善や管理強化等を支援予定である。さらに、ヨーロッパ連合(EU)や国連食糧農業機関(FAO)等のドナーも、REDD+を含む政策・ガバナンスの強化や持続可能な森林バリューチェーンの構築等を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ラオス国において持続可能な森林管理の促進を通じて、気候変動の緩和・適応、生態系保全及び農村地域のグリーン成長の拡大を図るもの

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ビエンチャン特別市、南部地域

(サワンナケート、サーラワン、チャンパーサック、アッタプー、セーコーン)

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者：DOF 職員、県・郡農業環境事務所職員、事業対象地域の地域住民

最終受益者：ラオス国民

(4) 総事業費

61,465,393 米ドル(約 99 億円)※2026 年 8 月レート

(5) 事業実施期間

2026 年 10 月～2033 年 10 月を予定(計 84 カ月)

(6) 事業実施体制

実施主要機関：農業環境省(MAE: Ministry of Agriculture and Environment)

林業局(DOF: Department of Forestry)

関係機関：県農業環境事務所(PAEO: Provincial Agriculture and Environment Office)、郡農業環境事務所(DAEO: District Agriculture and Environment Office)

(7) 投入(インプット)

1) JICA Co-EE 分

専門家派遣（REDD+、森林管理、セーフガード、生計向上等）

プロジェクト活動に必要な機材やシステム等

2) ラオス側 EE 分

カウンターパートの配置

- ・プロジェクト運営委員会（Project Steering Committee : PSC）

- ・国家事業実施ユニット（NPMU : National Project Management Unit）

ラオスでのプロジェクト活動に必要なデータ、機材、システム等

(8) 我が国の援助活動

2027 年 3 月より技術協力プロジェクト「持続可能な森林管理と気候変動緩和のための REDD+実施強化プロジェクト」を開始予定。本事業で活用予定の県森林減少モニタリングシステム（Provincial Deforestation Monitoring System. 以下、PDMS という。）は同技術協力プロジェクトの森林火災対策でも活用される予定であり、効果的な連携を図る。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー配慮

1) 環境社会配慮

カテゴリ分類 : B

カテゴリ分類の根拠 : 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」

（2022 年 1 月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

環境許認可 : 各活動の実施決定前に環境影響評価（EIA）報告書の可否を EEEE が確認し、同国国内法上作成が義務付けられた場合は、活動実施決定前に環境許認可を取得する。

汚染対策 : 小規模施設等の活動による工事中・供用時に大気汚染、水質汚濁、騒音等の局所的かつ一時的な影響が生じ得るが、粉塵対策の実施、濁水の排水システムの設置、工事時間帯の配慮等の対策の実施により、同国国内の排出基準及び環境基準を満たす見込みである。

自然環境面 : 事業対象地に Phouxanghe 国家保全林や Xa Cham Phone 国家保護林等、またこれら地域内に設けられている Totally Protected Zone も含まれるが、同地区での活動は基本的に既存施設内での小規模な改修・据付に限定するため、自然環境への望ましくない影響は重大でないと想定される。

社会環境面 : 各活動の実施決定前に必要に応じて、同国国内手続き及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に沿って住民移転計画を作成し、ステークホルダー協議等を通じて、社会的合意を予め確認の上で実施する。なお、本事業では非自発的住民移転を伴う活動は行わない。また、少数民族や先住民族を含む地域住民への影響を考慮し、先住民族計画フレームワーク及びステー

クホルダーエンゲージメント計画を策定済みであり、これらに基づいた先住民民族開発計画等の作成を通じて、自由な事前の合意を確保する。

その他・モニタリング：本事業では、EEEE が、同国国内法制度及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に基づき、各活動についてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策がとられることとなっている。

2) ジェンダー配慮：GCF に提出されたジェンダーアクションプラン ([fp282-gender-action-plan.pdf](#)) を実施する。また関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

4. 事業の枠組み

(1) プロジェクト目標：

ラオス国の持続可能な森林管理の促進を通じた気候変動の緩和・適応、生態系保全及び農村地域のグリーン成長の拡大。

(2) 成果

1. 国家 REDD+の調整および政策・法律・規則（PLRs）の実施体制が強化される。
2. 南部地域におけるガバナンス、森林ランドスケープおよび生計が改善される。
3. 効果的なプロジェクト管理に向けた政府の能力が強化される。

(3) 主な活動

成果 1：国家 REDD+の調整および政策・法律・規則（PLRs）の実施体制の強化

活動 1-1：国家 REDD+について中央政府・県レベルにおいて管理・調整する。

活動 1-2：政策・法律・規則（PLRs）を策定・実施する。

活動 1-3：ラオス中央政府および他ドナーと連携し優先的な REDD+活動を実施する。

活動 1-4：他セクターや中央／県／郡レベルのステークホルダーに向けた本事業の広報や啓発を行う。

活動 1-5：中央政府レベルのプロジェクト管理機関を設置する。

活動 1-6：上記、成果 1 の活動に対する技術支援を行う。

成果 2：南部地域におけるガバナンス、森林ランドスケープおよび生計の改善

活動 2-1：ランドスケープ管理のための制度整備および調整を行う。

活動 2-2：中央／県／郡レベルの活動計画の策定を支援し能力強化を図る。

活動 2-3：ランドスケープ管理を促進するための環境を整備する。

活動 2-4：ランドスケープ管理計画を策定・実施する。

活動 2-5：森林モニタリングを実施し、森林管理に係る法整備を強化する。

活動 2-6：村落レベルの組織の設置と土地利用計画および土地保有権の強化を図る。

活動 2-7：村落レベルの森林管理および生計向上の実施・支援を行う。

活動 2-8：村落レベルでの知識共有（スタディツアー、ワークショップ）を行う。

活動 2-9：州レベルのプロジェクト管理機関を設置する。

活動 2-10：上記、成果 2 の活動に対する技術支援を行う。

成果 3：効果的なプロジェクト管理に向けた政府の能力強化

活動 3-1：事業の運営管理を行う。

活動 3-2：事業の財務管理を行う。

活動 3-3：事業の調達管理を行う。

※JICA が Co-EE として業務実施契約でコンサルタントを調達し、実施するのは下線部の活動である。

参考：GCF により承認された FP（Funding Proposal）：[fp282.pdf](#)

以上